最終更新日:2015年7月2日
西部電機株式会社
代表取締役社長　宮地　敬四郎
問合せ先:092-943-7071
証券コード:6144
http://www.seibudenki.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「ゆるぎなき信頼が明日を拓く」を社是とし、「我々は技術の本質を謙虚に探索し、自然随順に即した応用で広く世界に貢献しよう」を我々のロマンとして掲げ、世界市場への貢献・信頼と当社の繁栄を同時に実現することを経営の基本理念にいたしております。
そのため効率性が高く、透明で健全な経営システムの確立と、それを維持していく施策の実施をコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方としております。
「超精密とメカトロメーションの追求」を標榜して、各事業分野でステークホルダーとコミュニケーションをとり、満足と信頼を得て、ともに成長していく必要があると考えています。
具体的には、取締役会と監査役会を設置するガバナンスを基本とし、取締役会の監督機能の強化やコンプライアンス経営の徹底に取り組み、コーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社安川電機	2,630,000	17.34
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,547,000	10.20
株式会社豊田自動織機	1,106,000	7.29
CGML PB CLIENT ACCOUNT / COLLATERAL	1,073,100	7.07
株式会社三菱東京UFJ銀行	650,820	4.29
株式会社福岡銀行	633,220	4.17
みずほ信託銀行株式会社	626,000	4.12
株式会社西日本シティ銀行	589,000	3.88
西部電機従業員持株会	395,486	2.60
村　上　　博	215,000	1.41

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

1. シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社から平成27年5月25日付で提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成27年5月18日現在同社が2,821,900株（保有割合18.61%）を保有している旨の報告を受けております。しかし、当社として当事業年度末における同社の実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部、福岡 既存市場
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
井上　信之	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
井上　信之	○	――	井上信之氏は、長年にわたり上場企業の代表取締役を務められた経験があり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役候補者といたしました。 なお、独立役員・社外役員の属性情報について該当がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しているため、「独立役員」として届け出ております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と定期的に、また必要に応じて会合を開催し、各役割・機能の実効性をあげるため緊密な連携をとり、認識の共通化に努めております。
また、当社は監査室を設置し、監査室が行う監査の実施結果は監査役に定期的に報告し、情報の共有化を図るよう努めております。

社外監査役の選任状況	選任している

社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小西　正純	他の会社の出身者													
吉田　一昭	他の会社の出身者									○	○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小西　正純	○	―――	小西正純氏は、日本を代表する上場企業において、永年にわたり経営に携わり、企業経営に豊富な経験を有しております。また、製造業のトップメーカーにおけるマネジメント経験から当社の経営についても造詣が深く、取締役会等において積極的に提言しております。今後も豊富な経験と高い見識を経営の監督に反映していただくため、社外監査役に選任しております。 なお、独立役員・社外役員の属性情報について該当がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しているため、「独立役員」として届け出ております。
吉田　一昭	○	属性情報のiおよびjの該当に関して、吉田一昭氏は当社の主要株主である株式会社安川電機の執行役員であります。また、同社は当社の取引先でありますが、その取引の額は2%未満と僅少であります。	吉田一昭氏、は日本を代表する上場企業の執行役員であり、企業経営においても豊富な経験を有しております。当社事業環境に造詣が深く、幅広い見識から発言・アドバイスを得たり、固有のキャリアに立脚した総合的な判断と中立的、客観的監督をお願いするため、社外監査役に選任しております。 なお、独立役員・社外役員の属性情報については左記のとおりであり、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しているため、「独立役員」として届け出ております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

当社は平成14年（権利行使期間：平成16年10月1日～平成19年9月30日まで）と平成15年（権利行使期間：平成17年10月1日～平成20年9月30日まで）開催の定時株主総会において、取締役および従業員に対してのストックオプションとして新株予約権の発行が決議され実施しております。
今後も会社業績や株価水準を考察し、会社への貢献度に応じたインセンティブを検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の報酬につきましては、その総額を開示しております。
平成26年度の取締役10名への支払額は、171,445千円であります。
（注）1.取締役への支給額には、使用人兼取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2.支給額には以下のものが含まれております。
・平成26年度に係る役員賞与　取締役　8名　19,550千円
・平成26年度に係る役員退職慰労金の引当金繰入額　取締役　10名　21,725千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

社外取締役及び社外監査役への会議資料等の重要情報の提供は、電子メール・郵便等により行っています。
送付は、総務課が担当しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社の経営上の重要事項の意思決定機関は取締役会であり、定時取締役会は原則月1回、臨時取締役会は必要に応じ随時開催されております。
取締役会には監査役も出席し、経営に関する提言、助言を行うとともに、取締役の業務執行に対する監督機能を果たしております。
また、社長による経営の進捗状況の確認ならびに経営課題や環境変化への対応を迅速に行うために、社長経営検討会を毎月開催しております。
社長経営検討会には取締役および常勤監査役や関係者が出席し、議事内容については社外監査役に適宜報告し情報の共有化を図っております。
監査につきましては、監査役（社外監査役、独立役員を含む）による業務監査、監査法人による会計監査の他、監査室が内部監査規程に従い内部統制状況の監査を行っております。
なお、監査役の機能を強化するため、「監査役と会計監査人の連携状況」「監査役と内部監査部門の連携状況」および「社外監査役のサポート体制」に記載された活動を進めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、取締役による迅速かつ的確な意思決定が行える体制と同時に業務執行状況を各取締役が相互に監督する現状の体制が適切であると考え、取締役会は実質的な審議を行うことができる適切な規模としております。
また、当社の社外取締役1名および社外監査役2名は、いずれも当社との間に特別の利害関係はなく、豊かな経験と知識を有する者であり、当社経営陣から独立した立場で取締役会等の重要会議に出席し、取締役が業務執行の決定・報告を行うことを促し、経営の透明性向上と客観性確保が可能となる現状の体制が適切であると判断し、当該体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
その他	株主総会における事業報告および計算書類の内容報告等に際して、ビジュアル機器を使用するなど、わかりやすく開かれた株主総会の実現に努めております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的（年1回を原則） その他、個別訪問による説明やミーティングを開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ（http://www.seibudenki.co.jp）において、決算短信、適時開示資料、株主報告書等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理部総務課をIRの担当部署としています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	平成14年10月に制定した「社員行動基準」、「社員の心得」および平成17年10月に発行した「社員行動基準実行の手引き」を全社員に配付し、法令・ルール等遵守の啓蒙活動を展開しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	2013年9月に環境マネジメントシステム「エコアクション21」を取得しました。当社は、EA21委員会を設置し、節水・節電・ゴミの削減等、さまざまな環境保全活動に取り組んでおります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システム体制の構築についての基本方針

当社には経営思想としての経営五則があります。また、社会人、社員としての行動のあり方や心構えを掲げた「社員行動基準」と「社員の心得」があります。
これらの根底にある理念は、「信頼」であり、「自然随順に即した技術の応用による世界への貢献」であります。
また、長年育んできた、役員、社員の高い倫理観と高い価値観をもって経営を行ってきたという「自負」があります。
当社は、こうした企業文化に更に磨きをかけるとともに、今後の経営活動に万全を期すため、次のとおり基本方針を決定します。

〇取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制について

（1）取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役会の議事録、稟議書その他職務の執行に係る情報等を、文書管理規程の定めるところに従い適切に保存し、かつ管理するものとします。
なお、監査役が求めたときは、いつでも該当文書を閲覧に供するものとします。

（2）損失の危険の管理に関する規程その他の体制
コンプライアンス規程およびリスク管理規程に則り、コンプライアンスに関する事項の決定や遵守状況の管理を全社リスク管理委員会および部門リスク管理委員会にて行い、リスク管理の確立を図っております。
また、緊急時対応マニュアルを全社員（子会社含む）に配付し、リスクが発生した場合の対応に備えております。

（3）使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
平成14年10月に現在のコンプライアンスの礎となる「社員行動基準」、「社員の心得」を制定、平成17年には、「経営五則」に基づいて制定した「社員行動基準」5項目について、全ての役員と社員（子会社含む）が理解を深め、確実な実践と、経営・業務上の各種の決定や行動する際の拠り所となる「実行の手引き」を作成・配付し、遵守を促しております。
また、報告・相談システムの「ヘルプライン」の設定により実効性を高めております。
なお、適法性を確保するため、定期的に、また必要に応じ監査室が監査を行うこととしております。

（4）当該株式会社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
子会社に対する業務の適正の確保につきましては、1.自主性を尊重しつつ、2.子会社の健全な発展を通して、3.当社グループとしての総合力向上を図ることを基本方針とし、「関係会社規程」に基づき行っております。
具体的には、子会社の年度計画の進捗状況を含む経営成績・財政状況を把握するため、毎月、貸借対照表、損益計算書等の決算書類の提出・報告をさせております。
また、当社の社員を子会社の取締役および監査役を兼務させ、助言・指導に当たらせております。

（5）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査室長および室員を監査役の職務を補助すべき使用人とし、監査役会の事務局の業務を併せて担当させることとします。

（6）前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
前項の使用人の独立性を確保するため、監査役補助者の任命、異動等を行う場合は、予め監査役会に相談し、意見を求める事とします。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

（1）反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、コンプライアンスの礎となる「社員行動基準」、「社員の心得」を制定し、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては断固とした姿勢で臨むことを掲げ、関係排除に取り組んでおります。

（2）反社会的勢力排除に向けた整備状況
当社では、管理部総務課を対応統括部署としており、事案により関係部門と協議し対応しております。
反社会的勢力排除に向けての具体的な取り組み事項として、福岡県企業防衛対策協議会に入会しております。これは、警察当局と企業ならびに各企業間の相互理解と協力により企業に対するあらゆる暴力を効果的に予防し、かつ排除することを目的としており、情報交換や県警当局（所轄警察署含む）からの指導の下、排除予防運動に取り組んでおります。
なお、暴力追放大会（暴追大会）への出席や、公安委員会主催の不当要求防止責任者講習など受講しており、社内およびグループ会社への啓蒙活動にも役立てております。
また、取引先に対しても不健全な取引を排除するために反社会的勢力との関係を調査し、必要があれば民間信用調査機関や自治体の産業支援団体などを活用して調査を実施しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社としては、買収防衛策の導入につきましても重要な経営課題の一つとして認識しており、買収行為を巡る法制度や関係当局の判断・見解、世間の動向等を注視しながら、導入の是非を含め継続して検討を行ってまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

〔適時開示体制の概要について〕
当社は、法令の遵守に基づく企業倫理の実践とともに経営意思決定の迅速化と経営の透明化を重要課題にしております。
当社の適時開示に係る業務は、管理担当役員および内部情報統括責任者が、当社全部門および連結子会社から情報を入手し、その管轄部門である管理部が適時開示等の企業情報開示の専任部門となり集約・管理する体制となっております。
適時開示が必要な情報については、取締役会、経営検討会および経営会議に付議・報告され、決定事項、発生事項および決算に関する情報などの適時性と正確性を審議し、承認・決議を得て情報開示を行っております。

